

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき、措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年8月27日

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について	70	56	5	9

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年8月5日に知事及び教育委員会教育長から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(指摘事項)

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
消防学校	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜県消防学校</p>	<p>本校では、AEDを2台設置しているが、設置当時、日本全国AEDマップ上には公開したが、県有施設AEDマップ上に公開することを失念していた。</p> <p>指摘後、県有施設AEDマップ上に公開を行った。</p> <p>今後は、設置台数の増減があった場合、速やかに両AEDマップ上で公開・削除を行うとともに、「県有施設における自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理の基準に関する要綱」について、本校のAED管理責任者及び担当者で共有し、AEDに係る事務を担当者変更の際の引き継ぎ事項とすることを徹底する。</p>

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
県産品流通支援課	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) アクティブG</p>	<p>当該事案について、担当職員の認識不足により県有施設AEDマップ上にAED情報を公開していなかったが、令和6年3月末にAED情報を登録し、公開されていることを確認した。</p> <p>今後、AEDの追加購入や更新時にAEDマップの更新が必要なことを係内職員で情報共有し、担当が変更になっても失念しないよう周知徹底した。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜商業高等学校	<p>AEDは適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であるが、耐用期間が経過したAEDを設置している所属・施設においては、管理不備により性能を発揮できない等の重大な事態の発生を防止するため、設置の要否及び更新の必要性を踏まえた上で、AEDの更新又は廃棄を行うべきである。</p> <p>(対象施設) 岐阜商業高等学校</p>	<p>設置の要否及び更新の必要性については、一般財団法人日本救急医療財団が示す「AEDの適正配置に関するガイドライン」によると、「心停止発生から5分以内の電気ショックを可能とするには規模の大きな学校では複数のAEDを設置する必要がある」さらに「学校における突然の心停止の多くは体育の授業等運動負荷中に発生しており」、「体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある」とされていることから、本校では生徒が常駐する南舎、北舎に各1台、そして避難所にも指定されている体育館の合計3台の設置の必要性を確認し、耐用期間が経過した1台を更新した。</p> <p>耐用年数が経過したAEDを設置した原因は、AED管理の認識不足と管理体制がきちんと構築されていなかったことによるため、再発防止対策として年当初に事務職員が使用期限を確認するとともに、定期的に職員（用務員）によるチェック表を利用した点検を行うこととし、これらを決裁に回すことで複数の職員でチェックする体制を構築した。</p>
	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 岐阜商業高等学校</p>	<p>設置済のAED3台の更新に合わせ、最新の情報をAEDマップに公開した。</p> <p>AEDマップの手続きについて認識不足や担当が不明確であったことから、設置済のAED3台の公開がされていなかったが、担当を明確にし、今後は必要に応じマップ上の情報を更新するようにした。加えて、チェック表にマップ登録のチェック欄を設け忘失防止対策とした。</p>
飛驒特別支援学校	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 飛驒特別支援学校</p>	<p>4台あるAEDのうち、本校中学部棟玄関に設置されている1台についてAEDマップに公開されていなかったため、監査後速やかに公開した。</p> <p>本事案は、「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱」を十分理解していなかったことが原因である。</p> <p>今後は、関係職員に事案を共有するとともに、職員間の相互チェックを行うことにより、再発防止に努める。</p>